

平成 27 年 9 月 18 日  
消費者庁消費者制度課

「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令」の一部改正  
に対する御意見の募集の結果について

消費者庁では、「公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令」の一部改正について、平成 27 年 8 月 17 日から同年 9 月 4 日までの間、広く国民の皆様から御意見を募集したところ、本件について 1 件の御意見が寄せられました。

提出された御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方について、次のとおりお知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

- 1 意見募集期間：平成 27 年 8 月 17 日（月）から同年 9 月 4 日（金）まで
- 2 意見提出方法：郵送、ファックス、電子メール
- 3 提出された御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方

提出された御意見	御意見に対する消費者庁の考え方
現状でのマイナンバー導入は望ましいとは考えませんが、しかし法として定められるのであればこの様に追従するその他の法改正は行うべきと考えます。 内容は特に問題ないと考えます。	御意見ありがとうございました。

なお、今回の意見募集とは直接関係のない御意見が 1 件ありました。

以上